

2022年3月25日

お客さま各位

契約条項の改定について

当社は、2022年3月25日をもって、お支払い内容を緩和させていただいたお客様の契約条項の一部を改定いたします。改定内容は、以下の通りです。

改定内容にご不明な点等がある場合は、お手数ですが、本ご案内末尾のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定日：2022年3月24日

2. 対象

債務弁済契約をお申込みのお客様

3. 改定する条文（改定内容）

下表：赤文字下線部＝改定される部分

・条番号・項番号は、商品により異なる為、記載を省略させていただいております。

上記につき、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

改定前	改定後
<p>甲（もしくは連帯保証人）が次の各号のいずれかに該当したときは、乙の通知・催告がなくても、甲は本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。①本契約に基づく債務の返済を一部でも怠ったとき。②本契約以外の乙との取引およびオリックスグループ各社（法令等に基づく関連会社をいいます。）との取引の約定に違背し、または期限の利益を喪失したとき（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない利率による個別融資契約の場合においてのみ効力を有します）。③強制執行、担保権の実行、滞納処分、保全処分等の申立てを受けたとき。④一般の支払いを停止し、または債務整理のための和解、調停等の申立てをし、もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てをし、またはこれらを申し立てられたとき。⑤振出もしくは引受、参加引受、裏書、保証した手形または小切手を不渡りにしたとき。⑥住所変更の届出を怠るなど甲の責めに帰すべき理由で、乙に甲の所在が不明になったとき。⑦刑事上の訴追、<u>（または成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人の審判）</u>を受けたとき。⑧<u>相続の開始があったとき。</u></p>	<p>甲（もしくは連帯保証人）が次の各号のいずれかに該当したときは、乙の通知・催告がなくても、甲は本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。①本契約に基づく債務の返済を一部でも怠ったとき。②本契約以外の乙との取引およびオリックスグループ各社（法令等に基づく関連会社をいいます。）との取引の約定に違背し、または期限の利益を喪失したとき（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない利率による個別融資契約の場合においてのみ効力を有します）。③強制執行、担保権の実行、滞納処分、保全処分等の申立てを受けたとき。④一般の支払いを停止し、または債務整理のための和解、調停等の申立てをし、もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てをし、またはこれらを申し立てられたとき。⑤振出もしくは引受、参加引受、裏書、保証した手形または小切手を不渡りにしたとき。⑥住所変更の届出を怠るなど甲の責めに帰すべき理由で、乙に甲の所在が不明になったとき。⑦刑事上の訴追を受けたとき。</p>
<p>乙は本契約の完済後、甲（および連帯保証人）に対し債権証書（原契約および本契約、これに付帯する保証契約、変更契約、その他一切の契約関係証書をいい、以下単に「証書」という）を返還します。ただし、甲（および連帯保証人）は、乙に対して証書について破棄の申し出をした場合は、乙が証書を破棄することに同意します。また、返還した証書が郵便戻り等となった場合は、郵便戻り後1カ月間を保管期間と定め、その間に甲（および連帯保証人）から証書の返還の連絡がないときは、保管期間経過後に乙が証書を破棄することに同意します。</p>	<p>乙は<u>甲（および連帯保証人）が本契約を完済した場合、甲（および連帯保証人）に対し貸付債権に関する原契約の債権証書（以下「証書」という）を有しているときは当該証書を返還します（なお、保証契約および本契約を含む変更契約は除く）。</u>ただし、甲（および連帯保証人）<u>が乙に対して証書の破棄を申し出た場合は、</u>乙が証書を破棄することに同意します。また、返還した証書が郵便戻り等となった場合は、郵便戻り後1カ月間を保管期間と定め、その間に甲（および連帯保証人）から証書の返還の連絡がないときは、保管期間経過後に乙が証書を破棄することに同意します。</p>

以上

<本件に関するお問い合わせ窓口>
 オリックス・クレジット株式会社
 TEL：0120-528-240（フリーダイヤル）
 受付時間：平日9:00~18:00